

北海道教育委員会会議審議概要（令和6年第5回）

1 公開案件の審議

- (1) 議案第1号 北海道公立学校教員採用選考検査に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 立花教職員課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【立花教職員課長】

資料の2ページを御覧ください。今回の改正の趣旨については、来年度実施する教員採用選考検査において教員免許を所有していない者を含めた社会人を対象とした特別選考を新設する予定であるなどの理由から教員採用選考検査の受検資格及び結果の通知方法を改めるため、教育委員会規則を制定することとしました。

具体的な内容としては、同規則第2条において、現行規則では、教員免許を所有している者又は検査の実施年度内に教員免許を取得見込みの者のみ受検可能であるところ、新設予定である特別選考においては、教員免許を所有しておらず、検査年度内に取得見込みのない者であっても、選考検査合格後に免許を取得し、免許取得後に採用できるようにするため、受検資格に、検査の実施年度の翌年度又は翌々年度に教育職員普通免許状を取得する意思を有する者を追加するというものです。

また、同規則第6条における、結果通知の方法について、現在、受検者全員に文書で通知しているところを合格者にのみ通知する内容へと見直しを行うものです。なお、ホームページへの合格者の受検番号の掲載は、現在も実施しているところですが、規則として定めていなかったことから今回、追加するものです。条文の変更内容については、4ページの新旧対照表を御覧ください。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

教職員の選考検査は、受けていただける方が少ないということで、先に選考検査を受けた後に免許を取得することを可能とすることで、社会人になっても教員を目指してもらおうとするための改正だと思っておりますが、他府県などでも、情報を聞いていますと、移住してきてから、また社会人を経て教職員になりたいという方もいるということですので、この改正で、より多くの社会経験のある方が教員になってくれるとよいと思っております。

【大鐘委員】

今、川端委員がおっしゃった意見と同じです。感想ですが、現状、全国的に教員を目指す方が減少している状況をなんとかして克服したいということの一つの表れとして、大変評価できると思います。一度社会に出て民間企業に勤めている方が、後になって教員をやってみたいとなったときに、その制度があることが大変大事ではないかと思っております。あわせて、制度を作ることと同時に、教員がどういう仕事であるか、またどういう魅力のある仕事であるかということ、教職課程に在籍する大学生だけではなく、広く一般社会に広報することも必要ではないかと感じます。

【清水委員】

受検資格を緩和するというか広げることによって、先生を確保するということだと思います。この改正によって、新たに先生になるための違うルートができるということですが、先行する他府県の事例等を見まして、難しいとは思いますが、数値としてどの程度の見込みがあるか教えていただきたいと思っております。

【谷垣教職員局長】

先行して実施している県の状況について調査は行っており、それほど大幅な志願者の増にはつながっていない状況ではあるものの、受検する社会人の方が少なからずコンスタントにいる状況が見られます。そういう方が社会人の経験を生かして学校で働くことにより、学校に多様性をもたらしているという効果もあるという状況も伺っています。

そういった他府県の状況も勘案した上で、北海道としても取り組んでみようということで行う制度改正ですので、我々としても、少しでも多くの教員確保につながればよいと期待しているところです。

【清水委員】

広報の仕方や、この受検資格によって先生になった人の感想など、今後のPRの仕方によって、他府県の状況はともかくとして新しい可能性が出てくると思いますので、制度を導入した後も積極的に、その後の調査、PRをしていくのがよいかなと思いました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 議案第2号 「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の一部改正について

ア 説明員 田口部活動改革推進課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【田口部活動改革推進課長】

本方針については、国のガイドラインにのっとり、平成31年（2019年）に策定し、部活動の適切な運営のための体制整備や休養日の設定等について示していますが、この度、方針中の活動時間の設定に関し、一部改正したいと考えています。

それでは、2ページを御覧ください。まず、「1 改正の趣旨等」ですが、(1)に記載のとおり、部活動を原則実施しないこととする暑熱環境の基準を改めるものです。次に、その背景として、(2)アに記載のとおり、本年度、本道全域に熱中症警戒アラートが発表され、暑さを理由とした臨時休業が初めて行われるなど、これまでに例のない対応が求められており、児童生徒の健康や生命を守る体制の整備に万全を期す必要があること、また、イに記載のとおり、昨年11月に健康・体育課から通知した『危機管理マニュアル【熱中症】(例)』の改訂についてにおいて、暑さ指数が31℃以上では、体育活動や部活動を「原則中止」とする取扱いの徹底を求めたこと、の2点があることから、「2 改正の内容」に記載している部活動を原則行わないこととする暑熱環境の基準について、現行の「気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた場合」から改正案の「活動場所で測定した暑さ指数が31℃以上の場合」と改正したいと考えています。

最後に、「3 施行期日」ですが、本日、決定されれば、年度内に各市町村教育委員会及び道立学校に通知し、4月1日付けで施行したいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

気象庁が発表しているものではなく、活動場所での測定という表記であり、実際に部活動を行う場所での温度を測定するということになりますので、非常に良いと思っています。部活動ですので、一つの学校の中で、平日であれば午後、土日であれば日中なのかもしれませんが、どのようなもので測定をして、最終的にその部活動の先生がどのように判断をしていくのか、教えていただきたいと思います。

【田口部活動改革推進課長】

基本的には、暑さ指数計を用いて測定することになっています。こちらは文部科学省の通知で、保健室に備えるべき備品として示されていますので、そういった物を使いながら、その場所の暑さ指数を測定することになっています。

【川端委員】

暑さ指数が計られる中で、部活動を実施するうちに上がっていくこともあると思いますので、適切に対応していただきたいと思います。部活動の地域移行を既に進められている地域等もあると思いますので、このような取扱いに関しても分かりやすく、学校を含め、学校を取り巻くところに周知していただき、子供たちにとって、文化系もスポーツ系も良い部活動となるようにしていただきたいと思います。

【大鐘委員】

川端委員がおっしゃったことにつながりますが、資料の2ページの改正の内容で、現行のものと改正案を並べて整理されているのを見ると、これまでは気象庁が基準になっているということですね。つまり、学校の外にある基準で学校が動いていたということになりますが、この改正案では、学校が測定して、学校が測定値に基づいて判断をしなければいけないという点においては、実際に児童生徒がいる学校管理下でしっかり管理するということが強く求められてくるのではないかと、学校の意識を高めていく行政側の何らかの指導が必要になってくるのではないかと強く感じます。あわせて、家庭との連携といいますか、保護者の理解を求めて、児童生徒が自ら判断すると

いう場面も必要になるかということで、具体的なその場その場の対応を示したようなものも、今後必要になるのではないかと思いますので、継続的に発信していただきたいと思います。

【清水委員】

仮に生徒が熱中症で倒れた場合に、学校側としてどういうふうに測定をしていたのか検証を求められることがあると思います。実際の運用については、生徒たちが参加する部活動を、いろいろな要素がある中でやっていくものだと思います。そういった事例の集積の中で、確立していくものだと思いますが、事後的な検証が可能な何らかの形で、学校側が記録して、事故が起こっても起こらなくても定期的に検証作業をしておくという運用が重要になってくると思いました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(3) 議案第3号 学校運営協議会の設置（道立高等学校）について

ア 説明員 相馬高校教育課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【相馬高校教育課長】

令和6年（2024年）4月から新たに学校運営協議会を設置する道立高校について説明します。初めに、学校運営協議会の概要について、資料の2ページを御覧ください。上段の目的及び役割にありますとおり、学校運営協議会は、保護者及び地域住民等が学校運営に参画し、学校との連携を強めることにより、それぞれが信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子供たちの健全育成を図ることを目的としており、校長が毎年度作成する、教育課程の編成等に関する基本方針を承認するなど、記載の役割を担っています。また、学校運営協議会設置の効果として、地域との連携・協働による探究学習を深めることにより、地域を支え、地域で活躍する人材育成について、より一層の充実が期待できること、また、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みを構築する効果として、学校運営協議会による助言及び評価等を通じて、学校と地域の連携が一層強化され、学校と地域が一体となった教育活動の推進が期待できることなどが挙げられます。道立学校の設置状況については、道立高校189校のうち、現在43校で、導入率22.8パーセントとなっていますが、今回新たに16校設置されることにより、令和6年（2024年）4月で59校となり、導入率は31.2パーセントとなります。なお、特別支援学校は全校で設置されています。

資料の3ページから10ページには、今回申請のあった16校の概要を記載しています。16校の内訳としては、普通科が7校（うち単位制1校）、農業科が2校、普通科と職業学科併置校が2校、商業科が1校、福祉科が1校、総合学科が3校となっています。16校全校の個別の説明は省略しますが、主なものを紹介します。

4ページ下段を御覧ください。野幌高校においては、現在、導入が進んでいない都市部の高校で設置する先進事例となります。「学校及び地

域の状況等」に記載のとおり、義務教育段階の学習内容の確実な定着と社会的・職業的自立に向け必要な資質・能力の育成を目指すアンビシャススクールの実現に向けて、インターンシップや探究学習プログラムの確立を進めており、学校運営協議会の設置に伴い、地域社会と連携・協働してキャリア教育の一層の充実を図るなど、地域の教育資源を活用し、アンビシャススクールとしての役割を担っていくことが期待されます。

8 ページ下段を御覧ください。遠軽高校では、総合的な探究の時間において、オホーツク地方の自然や文化、産業を教材に地域のことを学ぶなどしていますが、学校運営協議会を設置することにより、ユネスコスクール認定校として、国際交流やSDGs等、世界規模の課題に目を向けた探究活動を実施し、グローバル化する社会への対応力を育むとともに、地域で活躍する人材を育成する取組の一層の充実が期待されます。

学校運営協議会の設置に当たっては、地域の支援体制を十分把握しながら、学校の特徴、期待される成果及び地域の状況など、各校の申請内容等を検討した上で設置することとしており、今回申請のあった16校についても、学校運営協議会の設置が適切と判断したものです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【大鐘委員】

今回、道立学校で16校新たに加わるということで、御説明の中にもありましたが、都市型のコミュニティ・スクールということで野幌高校が入っていたことが非常に印象に残り、注目に値すると思いました。都市部ですと、学校運営協議会の設置は難しいと言われていたもので、4 ページの野幌高校の資料を見ますと、小・中学校のコミュニティ・スクールにつながっているというところが、特筆に値すると思います。小・中学校の校区は限定された明確な地域となっていますので、そこに高校が入っていくことで、高校の都市型のコミュニティ・スクール、学校運営協議会の一つの可能性というものが示されたのではないかと、非常に関心を持って読ませていただきました。

今回のこの資料全てにおいて、地域との連携という点で、学びというものが変わっていくと感じており、例えば、行政と結び付いたコンソーシアムという連合体ができてまちづくりとつながっているということで、学びが学校の中に閉ざされたものではなく、地域における学習となっているという点で、成果として非常に大きくけん伝できるのではないかと思います。

一つ伺いたいことは、コミュニティ・スクールが導入されだした頃、学校の担当者の連絡調整に係る負担が大きいと聞いていました。もう何年も経っていますが、コミュニティ・スクールを進める組織体制について、校内においてもそうですし、あるいは、外との連携においてもそうですけれども、そうしたコミュニティ・スクールを支える校内外の組織体制について、かつて言われていたような個人に負担が集中するという部分の改善は見られるのかどうかについて、教えていただきたいと思います。

【相馬高校教育課長】

今年度、道教委では、コミュニティ・スクールを導入していない公立高校を対象に、導入に向けた研修会を実施し、その中で、導入の効果や、教員の負担を軽減するための校内体制を構築している学校の事例を説明しました。コミュニティ・スクールを導入しているのは、小規模校が比較的多いので、小規模校でも校内体制をしっかり構築することで、先生方の働き方改革につながる取組になるような事例を紹介させていただき、導入していない学校にも、同様に進めるよう、周知しているところです。

【大鐘委員】

探究学習が一つのポイントになると思いますが、探究学習は一つの教科や一人の先生にとどまるものではなく、教科を越えたり、教員や生徒が外に出ていったりするわけですから、当然動きが校外に広がっていきます。そういうところに、新たなコミュニティ・スクールを支える組織体制ができる基盤が生まれてくるのではないかと考えます。ぜひ進めていただきたいと思います。

【川端委員】

大鐘委員がおっしゃったように、今回の16校は、高校と地域が考えている課題を一緒に追究していこうということが多く書かれているのかなと見させていただいています。自分たちのアイデンティティを形成することとなる地域において、地域の良いところや、自分たちの町をより良くするための改善点を、このような取組により、町の方や自分たちにフィードバックしていけることを願っています。

私が特に気になったのは8ページの置戸高校です。普通科ではなくて福祉科ということで、介護と言いますか、最近では高校生が部活動などで近所の高齢者の雪かきを手伝っているというニュースも見ますが、こうした取組が好事例として道内の各学校に配信され、地域での新たな課題発見や取組につながっていけばうれしいと思っています。このような活動をどんどん事例として発表していただきたいと願っています。

【清水委員】

4ページの野幌高校と5ページの余市紅志高校について、面白いと思いました。特に、高校をハブとした地域づくりのコンソーシアムというところは、両校に共通していると思います。野幌高校については、同窓生も随分精力的に活動しているのではないかと思います。高校を拠点とした、こういったコンソーシアムのような枠組みができてくると、学校の外でも学校を支える体制が、ある程度自立的、自動的に機能し始めてくると思います。それが学校との協働関係によって、どんどん相乗効果をもたらしてくれるのではないかという印象を受けました。コミュニティ・スクールについては、導入当初は学校側の負担が大きいなどいろいろなお話もありましたが、動き出してみますと、地域を全体的に巻き込んで、そういった枠組みを作って話し合いを重ねていくことが、一定の段階までくると自動的に機能し始めてくるという印象を受けました。地方の過疎部でも、都市部においても、こういった形で地元と協力し合うというのは非常に興味深いものだと思いますので、成功事例や上手くいったものについて、様々な情報提供をし

ていけば、高校教育の在り方というものがかなり抜本的に変わってくるといふ印象を持ちました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。